

○「都市再生基本方針の改正(案)」に関する意見募集の結果と対応

No		対象部分	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	都市再生基本方針の修正内容
1	6月20日	全般	<p>都市のコンパクト化という理念からすれば、住居から住居に関連する施設に歩いて行けるというのが理想的であり、住居のある区域に住居に関連する施設を散在させるべきだと思う。</p> <p>したがって、都市機能誘導区域に誘導する都市機能は、ある程度集中しなければ採算がとれないような大規模なものに限定し、そのほかの都市機能は、住居誘導区域にも散在させるようにするべきだと思う。また、都市機能誘導区域は、あらゆる都市機能を当該区域に集中させようとするものも受け取れる。しかし、例えば、医療施設はA地域にあるが、商業施設はB地域にあるというように、ある程度都市機能が分散していた方が、各地域に居住する住民にとって公平であり、都市の均衡ある発展という見地からして望ましいとも思われる。</p> <p>したがって、都市機能誘導区域においては、必ずしもあらゆる都市機能を当該区域に集中させなければならないというわけではなく、複数の都市機能誘導区域を設定し、それぞれについて異なる都市機能を誘導するという在り方も許容するべきだと思う。</p>	<p>都市機能誘導区域においては、あらゆる都市機能を集中させることを想定しているわけではなく、各区域ごとに誘導施設を設定し、その区域に応じた誘導施設を誘導していくのが通常であると考えられます。まさに、ご懸念のような事態に対応するため、今般の改正は、都市機能誘導区域に対応した誘導施設を誘導していく仕組みをとっているものです。</p>	<p>原案どおり。</p>